

顧問契約書（ひな形）

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と弁護士米山健也（以下「乙」という。）は、次のとおり法律顧問契約を締結する。

第1条

甲は、事業の隆盛と円滑を図るため、乙に対して甲の法律顧問を委嘱し、乙は、甲の発展に寄与するため、甲による法律顧問の委嘱の申し出を受託する。

第2条

乙は、甲が電話、ファクシミリ、電子メールまたは口頭により法律相談または法律鑑定を申し出たときは、かかる業務を誠実に遂行し、また、甲の法律問題の諮問に応え、かつ、法律部門の監修・指導にあたるものとする。

第3条

前条記載の業務遂行に対する報酬金（顧問料）は、月額〇〇,〇〇〇円（消費税別途）とする。甲は、この報酬金について、毎月末日限り、源泉徴収後の金額を乙名義の下記銀行口座に振り込んで支払うものとする。

記

〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇
口座名義 弁護士米山健也

第4条

乙は、第2条記載以外の次の各号に該当する業務を遂行する場合には、前条記載の顧問料とは別に、費用・報酬を請求できるものとし、甲は、乙と協議の上、報酬額等を決定するものとする。

ただし、乙は、甲の法律顧問としての立場を考慮し、他の依頼者よりも減額した金額を申し出るものとする。

- ① 訴訟の委任を受けたとき
- ② 日常生起する業務以外の特段の紛争処理とその予防行為について関与したとき
- ③ 困難かつ複雑な業務処理、鑑定書・書面の作成に関与したとき
- ④ その他前各号に準ずるとき

第5条

本契約の有効期間は、契約日から1年間とする。

ただし、有効期間満了前に甲もしくは乙からの申し出がない場合には、本契約は当然に1年間延長され、その後も同様とする。

本契約の成立を証するため、本契約書正本2通を作成し、甲・乙が各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号
〇 〇 株 式 会 社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

(乙) 東京都千代田区麹町3丁目5—5
サンデンビル6A おおぞら法律事務所
弁 護 士 米 山 健 也